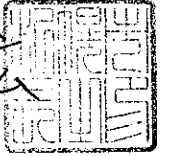


札幌市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月 29 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 5 号

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例

札幌市印鑑条例（平成3年条例第24号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条第2項中「ときは」の次に「、次項及び第4項の規定により申請する場合を除き」を加え、同条第3項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「本市の」の次に「使用に係る」を加え、「電子通信回線」を「電気通信回線」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 4 印鑑登録者は、前項に定めるもののほか、市長が別に定めるところにより、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と当該印鑑登録者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して、区長に対して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
- (2) 第13条中「前条第3項」の次に「又は第4項」を加える。
- (3) 第14条中「同条第3項」の次に「又は第4項」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。